

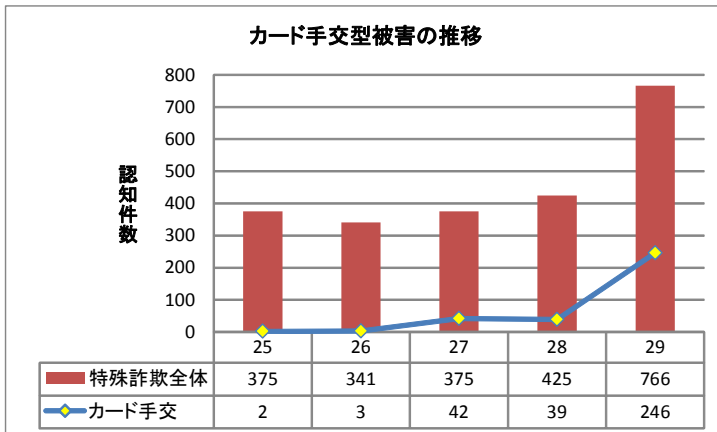
振り込め詐欺ニュース

発行日 平成30年 8 月
発行 兵庫県警察本部生活安全企画課
犯罪抑止対策室・対策第2係
078-341-7441(内線3042、3043)

A T Mの利用限度額を 日常生活で必要となる金額に引き下げ あなたの大切な財産を守りましょう

役所や金融機関の職員等をかたってキャッシュカードをだまし取り、A T Mで現金を引き出す手口の振り込め詐欺が多発しています。

1人あたりの平均被害額は約120万円！！

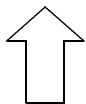


平成29年中の被害件数

カード手交型被害	246
その他の被害	520
特殊詐欺全体	766

平成29年中の兵庫県内における特殊詐欺被害のうち、約3割の被害がキャッシュカードを騙し取られる被害です。

事前にキャッシュカードの利用限度額(通常1日50万円に設定されています)を引き下げ、対策を講じておくことは、被害の防止に非常に効果的です。



数年でキャッシュカード手交型被害が激増！！

【利用限度額の変更方法】

- ・ 金融機関のA T M又は窓口で変更できます。
- ・ 金融機関によって多少異なりますが、おおむね1万円単位で変更が可能です。
- ・ 通帳、印鑑は不要です。
- ・ 県内の金融機関では、キャッシュカードがあれば、A T Mでの利用限度額引き下げが可能です。

利用限度額の変更方法の詳細については、ご利用の金融機関に確認してください。

兵 庫 県 警 察